

重 要 事 項 説 明 書

福祉型短期入所サービス提供にあたり、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 【事業者の概要】

事業者の名称	社会福祉法人全仁会
主たる事業者の所在地	岡山県倉敷市八軒屋275番地
法人種別	社会福祉法人
代表者の職・氏名	理事長 高尾 聡 一 郎
電話番号	086-430-1111

2 【事業所の概要】

事業所の名称	倉敷在宅総合ケアセンターショートステイ
事業所の所在地	岡山県倉敷市老松町4丁目4-7
事業所番号	3310200427
管理者	佐々木 嘉 信
電話番号	086-427-1193
対象者	身体障害者
定員	短期入所生活介護 定員40名（障害福祉サービスは空床利用）
敷地	314700㎡
構造	鉄筋コンクリート造4階建て
延床面積	4,546,36㎡（内、持分1,579,96㎡）

3 【施設の目的と運営方針】

運営目的	障害者総合支援法の理念に基づき、支給決定を受けた利用者に対して適正な指定短期入所事業を提供し、当該利用者及び家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
運営方針	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うことを目的とする。

4 【設備に関して】

（1）居室について

居室の種類	居室数	面 積	1人当たりの面積
個室	4室	19,23～21,03㎡	19,23～21,03㎡
2人部屋	2室	48,78㎡	12,19㎡
4人部屋	8室	45,59～46,70㎡	11,39～11,67㎡

(2) 主な設備

設 備 の 種 類	居室数	面 積	主 な 設 備
療 養 室	14室	11,39～ 21,03㎡	洗面台、ナースコール、常夜灯、 床頭台若しくはタンス
医 務 室	1室	11,25㎡	診察台、診察机、椅子等
静 養 室	1室	15,74㎡	ナースコール、常夜灯、床頭台若 しくはタンス
機 能 訓 練 室	1室	66,30㎡	平行棒等
食 堂 ・ 談 話 室	2室	103,03㎡	テーブル、椅子、洗面台、テレビ 等
一 般 浴 室	1室	14,06㎡	手すり
特別浴室（他と兼用）	2室	129,48㎡	機械浴槽、リフト浴槽
便 所	7ヵ所	48,01㎡	車椅子用設置
サービスステーション	1室	48,46㎡	ナースコール設置等
調理室（他と兼用）	1室	201,35㎡	洗浄器、消毒保管庫等
洗濯室（他と兼用）	1室	30,07㎡	洗濯機、乾燥機等
汚 物 処 理 室	1室	10,41㎡	洗濯機、乾燥機等

5 【職員体制】

従業員の職種	員 数	職 務 内 容	勤 務 形 態	勤 務 体 系
管 理 者	1名	事業所の統括	常勤	8:30～17:15
医 師	1名	診察、健康管理等	非常勤	14:00～16:00
生 活 相 談 員	1名以上	面談、行動プログラム 作成等	常勤	8:30～17:15
看 護 職 員	2名以上	健康管理等	常勤	8:30～17:15
介 護 職 員	13名以上	介護業務等	常勤	8:30～17:15
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練計画の作 成等	常勤	8:30～17:15
管 理 栄 養 士	1名以上	健康状態、嗜好に合 わせた食事の提供 等	非常勤	毎週木曜日と必要時
事 務 員	必要数	一般事務、送迎等	常勤	8:30～17:15

※ 医師は毎週1回、月曜日の診察となります。看護、介護職員は時差勤務あり。勤務体系は次のとおりです。

【早出 7:00～15:45】 【遅出 11:15～20:00】 【夜勤 16:30～9:30】

6 【施設サービスについて】

別紙「サービス利用書」をご参照ください。

7 【苦情等申立窓口】

利用者及びその家族は、当施設のサービスに関して、相談又は苦情等について次の窓口へ申し出ることができます。

(1) 倉敷在宅総合ケアセンターショートステイ

受 付 窓 口 生活相談員 平 松 和 晃

苦情解決担当者 管 理 者 佐 々 木 嘉 信

連 絡 先 0 8 6 - 4 2 7 - 1 1 9 3

(2) 岡山県倉敷市保健福祉局福祉部障がい福祉課

所 在 地 岡山県倉敷市西新田640番地

連 絡 先 0 8 6 - 4 2 6 - 3 3 0 5

(3) 岡山県運営適正化委員会

所 在 地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

(岡山県総合福祉会館きらめきプラザ内)

連 絡 先 0 8 6 - 2 2 7 - 2 6 6 6

※ 措置の概要について裏面に記載しておりますのでご参照下さい。

8 【虐待防止のための措置】

利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、虐待の早期発見と防止に努めてまいります。

(1) 倉敷在宅総合ケアセンターショートステイ

責 任 者 管 理 者 佐 々 木 嘉 信

連 絡 先 0 8 6 - 4 2 7 - 1 1 9 3

9 【緊急時の対応方法】

嘱託医の医学的判断により対応が必要と認める場合は、協力医療機関等への診察を依頼することがあります。

10 【非常災害時の対応】

(1) 非常時の対応

(イ) 別途定める「倉敷在宅総合ケアセンター消防計画」に沿って対応を行います。

(ロ) 別途定める「倉敷在宅総合ケアセンター風水害対策」に沿って対応を行います。

(2) 平常時の訓練

(イ) 別途定める「倉敷在宅総合ケアセンター消防計画」に沿って行います。

(3) 防災設備

(イ) スプリンクラー、非常階段、自動火災通報装置、誘導灯、屋内消火栓、非常通報訓練、防災カーテン等

11 【利用者の記録や情報の開示】

関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な諸費用は利用者負担となります。）

12 【そ の 他】

（１）面会・来訪

面会時間 ８：００～２０：００ 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員へ届け出てください。

（２）外出

外出の際には、外出願いを申し出てください。

令和６年 ７月 改訂